

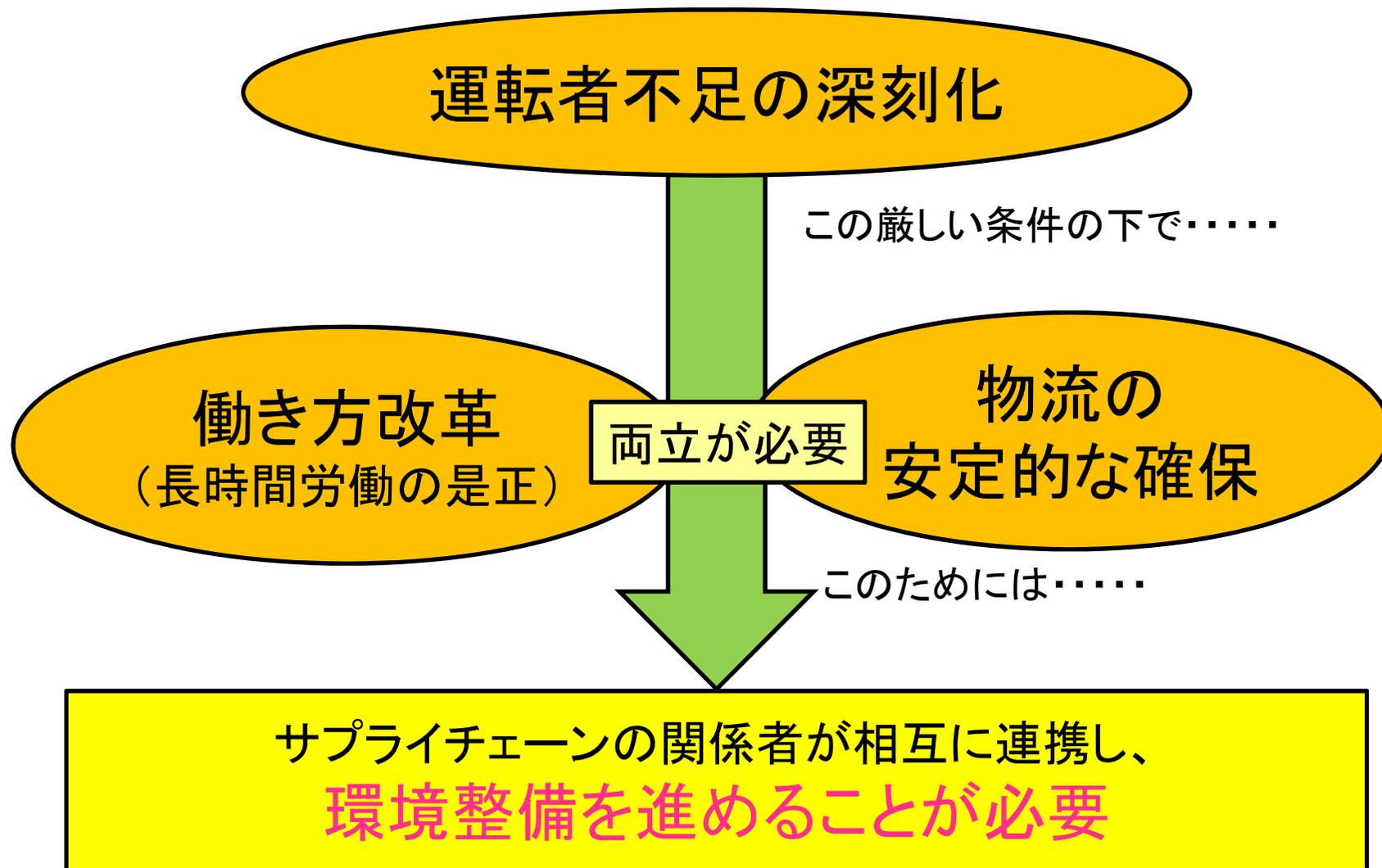
運送事業者・荷主との連携による 物流効率化に向けて

「ホワイト物流」推進運動について

今、なぜ運送事業者と荷主が連携して物流効率化していくことが必要なのか



「ホワイト物流」推進運動



「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

－長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセル－

～「運び方改革」と3 A（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入（2024年4月予定）に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

I. 長時間労働是正の環境整備

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」（2017年8月）以降の追加施策

（1）労働生産性の向上

- ① 輸送効率の向上 【警・農・経・国・環】
 - ・輸送分野別の取組の強化★
 - ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
 - ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
 - ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
 - ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
 - ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
 - ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）
- ② 潜在需要の喚起による収入増加 【国】
 - ・インバウンド需要の取り込み★
 - ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入
- ③ 運転以外の業務も効率化 【国】
 - ・IT点呼の更なる導入拡大★

（2）多様な人材の確保・育成

- ① 働きやすい環境の整備 【厚・農・国】
 - ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
 - ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
 - ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）
- ② 運転者の確保 【警・厚・国】
 - ・第二種免許制度の在り方についての検討
 - ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（3）取引環境の適正化

- ① 荷主・元請等の協力の確保 【厚・農・経・国】
 - ・「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進★
 - ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
 - ・引越運送における人手不足対策の推進★
- ② 運賃・料金の適正收受
 - ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
 - ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

- ① 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援
- ② ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の認証制度の創設
- ③ 労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の検討・実施★
- ④ 行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施

「ホワイト物流」推進運動 ～ ホワイト物流推進運動の概要 ～

- 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現

(全トラック運転手中、女性運転手は約3%、60代以上の運転手は約17%【令和元年】)

に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携して強力に推進。

平成30年5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



必須項目

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

推奨項目

※推奨項目リストを公表

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 集荷先や配送先の集約
- ・ 運転以外の作業部分の分離
- ・ リードタイムの延長
- ・ 納品日の集約
- ・ 検品水準の適正化

等

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃料サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力
- ・ 物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
国土交通省	課長	国土 太郎	東京都	運輸業、郵便業	https://www.mlit.go.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2021年10月8日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	③	パレット等の活用	パレットの共同利用を進めていきます。
2				
3				
4				
5				
6				

PR欄	自由記述
-----	------

自主行動宣言のメリット

ホワイト物流推進運動は「SDGs」につながる取り組み



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

取引企業等との関係性向上

自主行動宣言を行った企業は、「物流ひいては日本経済が直面する課題解決に取り組む企業」となり、企業のCSR活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、取引企業等との関係性も向上することが期待されます。

逆に取引しない企業は、物流社会全体で取り組む課題に無関心という表明になりかねず、将来的にサプライチェーンから外されたり、株主や地域の支援を得ることができなくなったりする可能性も懸念されます。

企業のブランディングに効果的

自主行動宣言を行った企業は、社会に対して責任を果たす企業として認識され、企業イメージの向上やブランディングにも非常に効果的です。

こうした社会貢献的な取り組みを積極的に行い、高い企業イメージ、高いブランドイメージをもつ企業は、フェアトレード的に消費者や取引企業からも選ばれるようになり、優秀な人材の採用にも有利になることが期待されます。

ビジネスチャンスにつながる

自主行動宣言を行った企業は、物流効率化などの課題を解決するための新しい取り組みを検討・実施しております。

こうした取り組みは、自主行動宣言を行った企業間での新規事業の創造や他業種との協働など、新しいビジネスチャンスにつながることを期待されます。

「ホワイト物流」推進運動

～ ホワイト物流推進運動における国土交通省の取り組み ～

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介
賛同企業数：1278社（2021年9月30日時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>



ポータルサイト 新規コンテンツ「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設
業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」「感動」体験を、他社にShare（共有）& Spread（拡散）する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和3年10月～令和4年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)	主催者：国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介	
2. 最近の物流政策について（仮） <small>最近の物流政策等について発表。</small>	国土交通省
3. 物流効率化への取組み ～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～	富士通総研
4. 取組事例の発表 <small>物流効率に取り組みられた事業者が、実施内容と成果・苦分談を発表。</small>	講演企業詳細は裏面をご覧ください

自主行動宣言の提出状況と更なる取組み

- 平成31年4月以降、1, 278社が自主行動宣言を提出（令和3年9月30日時点）

業態別	企業・組合 ・団体数
農業, 林業	0
漁業	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1
建設業	11
製造業	367
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	35
運輸業, 郵便業	681
卸売業, 小売業	111
金融業, 保険業	3
不動産業, 物品賃貸業	2
学術研究, 専門・技術サービス業	3
宿泊業, 飲食サービス業	1

業態別	企業・組合 ・団体数
生活関連サービス業, 娯楽業	0
教育, 学習支援業	2
医療, 福祉	6
複合サービス事業	17
サービス業(他に分類されないもの)	20
公務(他に分類されるものを除く)	0
分類不能の産業	19
合計	1,280

- 令和2年3月に、①自主行動宣言未提出の荷主上場企業等に対し、再度参加要請文を送付する共に、②既提出企業等に対し、更なる取組みの具体化や深掘りを要請。
- 今後も、セミナー等を通じて「ホワイト物流」推進運動の更なる推進が図られるよう関係省庁と連携した取組を実施。

物流効率を改善すると何が嬉しいのか

改善されるのはドライバーの働き方だけ？



荷待ちが減るとコスト構造が変わる



発着荷主の働き方も変わる



【今回紹介する具体的な取組方策】

1. 予約システムの導入
2. パレット利用による取組
3. 中継輸送

段ボール物流の問題点のうち、大規模な設備導入が不要で、関係者間の協力により改善活動が可能なものを抽出

仮設課題

共選所・倉庫・生産者

① 附帯作業時間を削減する

はい作業に時間がかかる
(2階への荷揚げ 等)

メーカーと「共選所・倉庫」「生産者」が協力し **軒先卸しの徹底**

② 荷卸時間を削減する

パレットサイズが異なるため、
積替えに時間がかかる

メーカーと「共選所・倉庫」「生産者」が協力し **一貫パレチゼーションの実現**

生産者

③ 待ち時間を削減する

荷受人不在時に待ち時間が発生する

メーカーから生産者への **納品時間帯の事前設定・共有**

⇒どの取り組みもJA職員のみならず、**生産者の理解が必要**。

⇒そのためには、「このままでは物流が成り立たなくなる」という危機意識をもち、まずは**JA単位でホワイト物流の宣言**をお願いしたい。

⇒ホワイト物流の宣言をいただいたJAは、上記のような課題がある物流について、サプライチェーンの全体での対話をお願いしたい。

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

2017トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(47都道府県・102のパイロット事業)

2018.5 自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

6 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(加工食品)

7 働き方改革法案成立

10 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(洋紙・板紙分野))

11 **荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン**
(長時間労働改善等に向けた13の対応例(荷待ち対策等))

12 貨物自動車運送事業法改正

生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(家庭紙分野)、建設資材)

2020.5~ **輸送品目別ガイドライン**

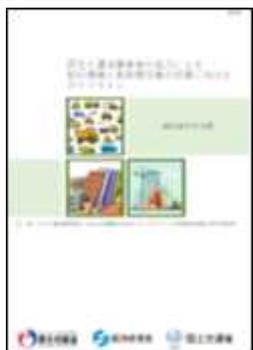
加工食品①、建設資材、紙・パルプ(洋紙・板紙分野)、
紙・パルプ(家庭紙分野)(2020.5)

加工食品②、飲料・酒(2021.4)

9 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(飲料・酒)



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編

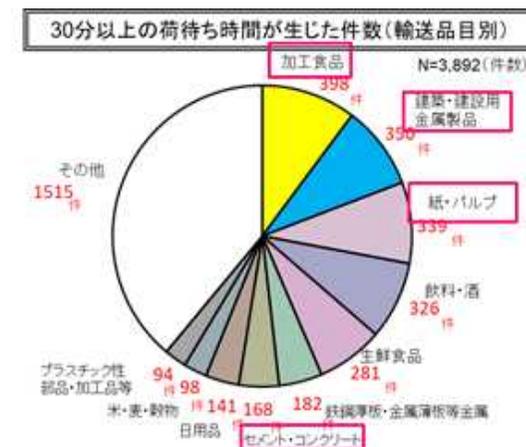


紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

★取引環境と長時間労働の改善のため、荷主と運送事業者の協力は、中央及び47都道府県での「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中心に、輸送品目別実証事業によって加速させてきた。

1. ガイドライン策定の経緯

- トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携して、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていくことが必要。
- 一方、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- このため、荷待ち件数が特に多い加工食品、建設資材、紙・パルプの各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため懇談会等を設置。懇談会等の検討の成果としてガイドラインを策定。



2. ガイドラインの構成

【まえがき】

- ガイドライン策定の経緯とトラック運送事業の現状
 - 今後のトラック運送事業の見通し、
 - トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷、
 - トラック運送事業の健全な発展に向けて

【本編】

- 輸送品目別物流における現状・課題、解決の方向性の整理
- 取引環境と長時間労働の改善に向けた具体的な取組み事例等

【あとがき】

- 輸送品目別物流における今後の取組みの方向性



加工食品、飲料・酒物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

運転者の労働実態と課題

労働時間長時間化の要因: 発着荷主における**荷待ち及び荷下ろしの時間**がタイミングを調整できない

【参考事例①】

一貫パレチゼーションと受付予約システムで着荷主滞在時間を短縮
(山梨県)

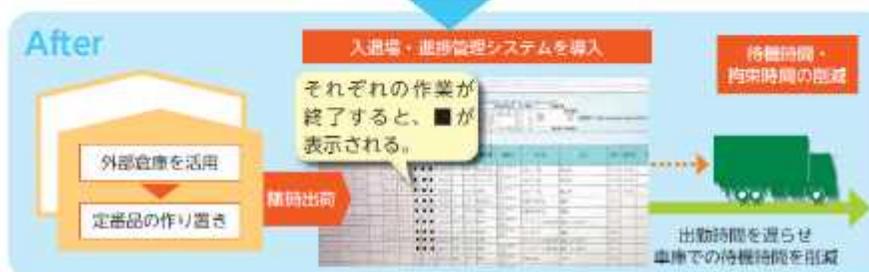
- 成功のポイント
- 同一のパレットを共同利用するパレットプールシステムを採用した
 - 発・着荷主、トラック運送事業者の三者で話し合うことにより、方向性と課題を共有化できた



【参考事例②】

外部倉庫と情報システム活用による荷待ち時間の削減(福井県)

- 成功のポイント
- 発荷主が外部倉庫活用を前提とした生産計画の組み換えを行った
 - 元請事業者が入退場・進捗管理システムを構築し、トラック運送事業者に公開した
 - 実運送事業者がシステムを活用して、ドライバーの出勤時刻の調整を行った

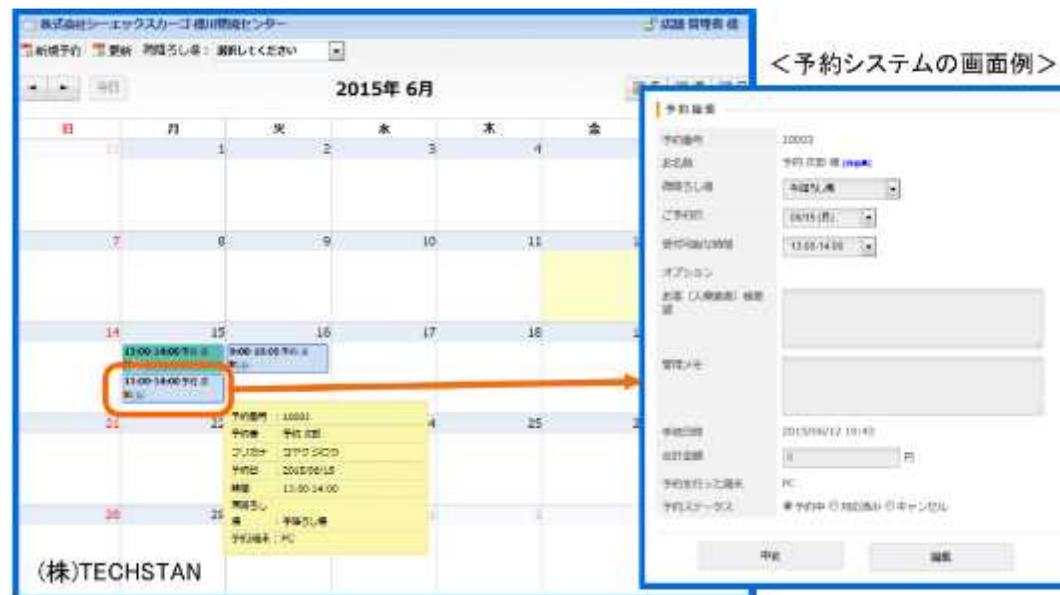


●待ち時間短縮のための対策として→**トラック受付・予約システム**を活用



取組事例

山梨県の工場で、トラック受付・予約システムを試験的に活用。
併せてパレットの活用方法も検討した結果、労働生産性が44%向上した。



	Before	After	増減
1) 手待ち時間	4時間	53分	▲3時間07分
2) 荷役時間	2時間	27分	▲1時間33分
1)、2)の合計	6時間	1時間20分	▲4時間40分
(参考)1日の拘束時間	18時間	12時間30分	▲5時間30分

(予約システムと同時に実施した効率化方策)
 ・手下ろしをしていた貨物を、**パレット下ろし**に切り替え
 ・**パレットプールシステム**[※]を利用し、一貫パレット輸送体制
 ・パレットへの積み付け方法(配数・段数)を自動倉庫にそのまま格納できるよう**タテ・ヨコ・高さのサイズを調整**
 ※パレットプールシステム: 複数の企業が同一のパレットを共同利用するシステム

取組事例

北海道の農産物輸送で、荷役作業の一部パレット化や積卸先件数の見直しを実施。荷役時間が約25%、拘束時間が約8%削減した。

●積込み時の荷役作業の一部をパレット利用で、荷役時間と拘束時間を短縮

積込み時の荷役作業	手荷役	一部をパレット荷役	短縮効果
荷主先に到着から出発までの時間	2時間13分	1時間39分	▲34分
拘束時間	14時間07分	12時間55分	▲1時間12分



※パレット利用により、ドライバーの疲労度も軽減

●元請と実運送事業者の連携による積卸先件数の見直しで拘束時間を短縮

積卸先	複数力所	複数力所を削減	短縮効果
拘束時間	平均13時間47分	平均12時間40分	▲1時間07分

